

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		小集落改良住宅同居の承認
根拠法令等及び条項		栃木市小集落改良住宅条例施行規則第17条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市小集落改良住宅条例施行規則第17条第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例施行規則抜粋 第17条</p> <p>2 入居者は、使用許可を受けた世帯員以外の者を同居させようとするときは、小集落改良住宅同居承認申請書（別記様式第8号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、当該入居者若しくは同居者又は当該同居しようとする者が暴力団員である場合は、市長は、当該同居を承認してはならない。</p>	